

京都市告示第309号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のメインプール及び飛び込みプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成25年9月27日

京都市長 門川大作

平成25年10月1日(火)から10月3日(木)まで及び10月7日(月)から10月31日(木)までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日に加える。

(理由)

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事等を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室)